

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和7年12月4日

（名 称）札幌地区タクシー協議会
札幌市バリアフリー化促進分科会
（代表者名）会長 札幌市まちづくり政策局
総合交通計画部 都市交通課長
岡 顕一

1. 生活交通改善事業計画の名称

令和7年度札幌市生活交通改善事業計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

高齢化社会の進展や障がい者の社会進出への対応は重要な課題であり、ドア・ツー・ドアの運送を行うことができるタクシー事業の必要性・存在意義は今後も増していくと考えられる。そのため、地域内のユニバーサルデザインタクシー及び福祉タクシーをさらに増加させることによって、公共交通のバリアフリー化の促進を図ることが必要である。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

（1）事業の目標

国は「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」の第4次バリアフリー整備目標の最終とりまとめにおいて、令和12年度までに各都道府県における総車両数の約25%をユニバーサルデザインタクシーとする目標を掲げている。

札幌地区タクシー協議会としても、当該目標に基づき、現状の利用状況や今後の需要を勘案しつつ、福祉タクシー車両の導入を促進し、バリアフリー化を図る。

今年度計画については、別紙一覧表のとおり導入することを目標としている。

また、本計画によるものほか、ユニバーサルデザインタクシーについては、今年度約80台の導入を予定している。

（2）事業の効果

ユニバーサルデザインタクシー及び福祉タクシーを増加させることで、バスの利用が困難な高齢者や障がい者の移動の円滑化が図られ、誰もが利用しやすい公共交通の実現が図られる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

（内容）

・別紙一覧表のとおり

（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について）

・別紙一覧表のとおり

（実施事業者（補助対象事業者）における特定地域での減休車の状況について）

・別紙一覧表のとおり

（2）関連事項

〈バス車両の導入に係る事業〉 該当なし

〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉 該当なし

〈バスターミナルに係る事業〉 該当なし

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和7年度（当該年度）※見込み額					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
ユニバーサル デザインタク シー導入事業	76,559千円	16,200千円	0千円	8,100千円	52,259千円
	100%	21.2%	0%	10.6%	68.2%
福祉タクシー 導入事業	12,216千円	1,800千円	0千円	0千円	10,416千円
	100%	14.7%	0%	0%	85.3%
合 計	88,775千円	18,000千円	0千円	8,100千円	62,675千円
	100%	20.3%	0%	9.1%	70.6%

6. 計画期間									
事業の名称	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	
ユニバーサル デザインタク シー導入事業					交付決定日以降着手 2月28日完了				
福祉タクシー 導入事業	交付決定日以降着手 1台 2月28日完了				交付決定日以降着手 2月28日完了				

7. 協議会の開催状況と主な議論	
令和6年7月17日	令和6年度事業計画の書面協議開始
令和6年7月23日	令和6年度事業計画の承認
令和7年11月19日	令和7年度事業計画の書面協議開始
令和7年11月26日	令和7年度事業計画の承認

8. 利用者等の意見の反映	
・利用者代表の協議会構成員から利用者等の意見を反映	

9. 協議会メンバーの構成員	
関係市区町村	札幌市（まちづくり政策局都市交通課、保健福祉局障がい福祉課）
交通事業者等	一般社団法人札幌ハイヤー協会
地方運輸局	国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局
その他協議会が必要と認める者	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】
 (住 所) 札幌市中央区北1条西2丁目
 (所 属) 札幌市まちづくり政策局
 総合交通計画部都市交通課
 (氏 名) 後藤 詩緒里
 (電 話) 011-211-2492
 (e-mail) sogokotsul@city.sapporo.jp